

令和 7 年度 第 3 回出雲市環境審議会

し尿等収集処理手数料の改定について

目 次

1. 前回の議論のまとめ
2. 収集手数料の割増手数料について
3. 段階的な改定について
4. 定期的な見直しについて
5. 最低手数料について
6. 答申の骨子について

1. 前回の議論のまとめ

(1) 改定（値上げ）の是非について

⇒最低賃金、物価等の社会変動を考慮し、値上げの方向で改定することが適当である。

(2) 収集の基本手数料は、地域別料金とするか、統一料金とするか

⇒同じサービスであれば市内同一料金とし、地域別料金は廃止し、統一料金とすることが適当である。

(3) 改定幅について

⇒最低賃金、物価等の社会変動及び当該業務の原価計算を考慮すると改定率は150%が適当である。

(4) 収集の割増手数料について

⇒市内同一料金の考え方にに基づき、割増手数料は廃止することが適当である。

事務局見直し案（25km以上割増手数料あり）の対象件数、手数料総額について、資料を提示して欲しい。

(5) 処理手数料について

⇒平成26年度審議会答申を踏まえ、受益者負担率が維持管理経費の20%程度となるように改定することが適当である。

2. 収集手数料の割増手数料について

(1) 割増手数料の件数について

現 行

各地域の市街地からの距離が 6 キロメートル以上で市長の定める区域は基本収集手数料の 2 割増とする。

くみ取り車両の往来に困難な区域で市長の定める区域は基本収集手数料の 1.5 割増とする。

ホースの延長が 60 メートル以上 90 メートル以下の場合は 110 円、90 メートルを超える場合は 220 円を加算する。

(件)

地 域	し尿くみ取り数 + 浄化槽設置基数の 合計	基本手数料のみ	割増手数料			
			全 体	内 訳		
				2割	2割 + 1.5割	2割 + 1.5割 +ホース加算
出雲地域	11,612 (63.07%)	10,945 (94.26%)	667 (5.74%)	667 (5.74%)	0	0
平田地域	2,083 (12.02%)	1,168 (56.07%)	915 (43.93%)	637 (30.58%)	275 (13.20%)	3 (0.15%)
佐田地域	110 (0.63%)	88 (80.00%)	22 (20.00%)	22 (20.00%)	0	0
多伎地域	169 (0.98%)	169 (100.00%)	0	0	0	0
湖陵地域	422 (2.44%)	422 (100.00%)	0	0	0	0
大社地域	1,433 (8.27%)	1,310 (91.42%)	123 (8.58%)	77 (5.37%)	46 (3.21%)	0
斐川地域	1,494 (8.63%)	1,467 (98.19%)	27 (1.81%)	27 (1.81%)	0	0
合 計	17,323 (100.00%)	15,569 (89.87%)	1,754 (10.13%)	1,430 (8.26%)	321 (1.85%)	3 (0.02%)

前回会議で事務局が
提示した見直し(案)

出雲環境センターからの距離が 25 キロメートル以上の収集箇所は、基本収集手数料の 2 割増とする。

(件)

地 域	し尿くみ取り数 + 浄化槽設置基数の 合計	基本手数料のみ	割増手数料			
			全 体	内 訳		
				2割	2割 + 1.5割	2割 + 1.5割 +ホース加算
出雲地域	11,612 (63.07%)	11,609 (99.97%)	3 (0.03%)	3 (0.03%)		
平田地域	2,083 (12.02%)	1,470 (70.57%)	613 (29.43%)	613 (29.43%)		
佐田地域	110 (0.63%)	94 (85.46%)	16 (14.54%)	16 (14.54%)		
多伎地域	169 (0.98%)	169 (100.00%)	0	0		
湖陵地域	422 (2.44%)	422 (100.00%)	0	0		
大社地域	1,433 (8.27%)	1,433 (100.00%)	0	0		
斐川地域	1,494 (8.63%)	1,494 (100.00%)	0	0		
合 計	17,323 (100.00%)	16,691 (96.35%)	632 (3.65%)	632 (3.65%)		

- 全対象数 17,323 件のうち、見直し(案)による割増手数料の対象は約 4 % (632 件)
- 地域別では、出雲、平田、佐田地域の一部が割増手数料の対象となる。
- 平田地域の対象件数は、全体 632 件の約 97 % (613 件) になる。

(2) 見直し(案)の割増手数料の有無による手数料収入への影響額
(市内同一料金234円/税抜で試算)

(円)

地 域	現 行			市内同一手数料234円 割増手数料事務局見直し(案)		
	基本手数料 ①	割増手数料 ②	合計③ (①+②)	基本手数料 ④	割増手数料 ⑤	合計⑥ (④+⑤)
出雲地域	256,072,128	2,867,748	258,939,876	384,108,192	20,424	384,128,616
平田地域	47,636,064	5,082,580	52,718,644	66,372,696	3,831,416	70,204,112
佐田地域	2,756,376	108,632	2,865,008	3,412,656	101,568	3,514,224
多伎地域	3,737,772	0	3,737,772	5,500,872	0	5,500,872
湖陵地域	8,525,088	0	8,525,088	12,787,632	0	12,787,632
大社地域	29,895,216	568,272	30,463,488	44,842,824	0	44,842,824
斐川地域	32,930,040	117,084	33,047,124	46,700,784	0	46,700,784
合 計	381,552,684	8,744,316	390,297,000	563,725,656	3,953,408	567,679,064

< 現行設定の割増手数料あり・なし比較 > ②

…割増手数料なしでは、手数料総額約870万円(約2.3%)の減。

< 現行と見直し(案)の手数料総額の比較 >

見直し(案)割増手数料あり(⑥-③)

…現行比約177,382,000円(約45%)増。

見直し(案)割増手数料なし(④-③)

…現行比約173,428,000円(約44%)増。

< 見直し(案)の割増手数料あり・なし比較 > ⑤

…割増手数料なしでは、手数料総額約400万円(約0.7%)の減。

うち平田地域分が97%を占める。

(3) 市内同一基本手数料(234円)、割増手数料なしで試算した場合の世帯への
年間影響額について(収集手数料+処理手数料) 別紙参照

< 改定幅最大 > (現在の出雲、湖陵、大社地域の基本手数料のみ世帯)

…し尿くみ取り世帯 49%増 年額約11,000円

…浄化槽設置世帯 49%増 年額約14,000円

< 改定幅最小 > (現在の平田1.35割増世帯・佐田地域の1.2割増世帯)

…し尿くみ取り世帯 7%増 年額約 2,000円

…浄化槽設置世帯 7%増 年額約 2,600円

(4) 見直し(案)の割増手数料の有無による影響について

前回の会議において「市内同一料金の考え方に基づき、割増手数料は廃止することが適当」との意見が多数であったことを受け、事務局が提示した見直し(案)について、割増の対象となる件数、総収入の資料を踏まえ、割増手数料の存否を再検討する必要がある。

【再掲】

- 割増手数料対象世帯の割合は、現行の約10%(1,754件)に対し、見直し(案)では約4%(632件)となる。このうち、平田地域の対象件数が613件と全体の97%を占める。
- 現行手数料総額との比較では、「見直し(案)割増手数料あり」(⑥－③)では、約177,382千円の収入増(現行比145%)となる試算であり、「見直し(案)割増手数料なし」(④－③)とした場合では、約173,428千円の収入増(現行比144%)が見込まれ、割増の有無による影響額は、約400万円(0.7%)である。
- 見直し(案)の割増手数料なしの場合においても、全ての地域で、現行比で収入増となる試算である。

3. 段階的な改定について

- 市民生活に直結するものであることから、急激な負担増とならないよう、段階的な改定が必要と考える。

(1) 均等な値上げ幅で２段階・３段階改定とした場合

① ２段階で改定した場合

(税抜/円)

区 分	収 集	処 理	合 計	改定時期
現行	156	18	174	
差	39	4	43	
第１段階	195	22	217	令和８年１０月１日改定
差	39	4	43	
第２段階	234	26	260	令和９年１０月１日改定

- 改定幅８６円（収集７８円＋処理８円）を２等分すると４３円（収集３９円＋処理４円）となる。
- 割増手数料廃止の場合、収集手数料が２００円を大きく下回ると、業者によっては現行の総収入を下回る可能性がある。

② ３段階で改定した場合

(税抜/円)

区 分	収 集	処 理	合 計	改定時期
現行	156	18	174	
差	26	3	29	
第１段階	182	21	203	令和８年１０月１日改定
差	26	3	29	
第２段階	208	24	232	令和９年１０月１日改定
差	26	2	28	
第３段階	234	26	260	令和１０年１０月１日改定

- 改定幅８６円（収集７８円＋処理８円）を３等分すると約２９円（収集２６円＋処理３円）となる。
- 第１段階収集手数料１８２円は、業者の総収入が現行を下回ると試算。
- 業者は、改定の影響を享受できるまでに期間を要する。

(2) 2段階改定で想定される別の改定パターン

① 処理手数料は第1段階据え置き、その分を収集手数料へ (税抜/円)

区 分	収 集	処 理	合 計	改定時期
現行	156	18	174	
差	43	0	43	
第1段階	199	18	217	令和8年10月1日改定
差	35	8	43	
第2段階	234	26	260	令和9年10月1日改定

- 第1段階の収集手数料を200円程度にするため、処理手数料の上げ幅である4円を収集手数料に上乗せし、199円とする。処理手数料は令和9年10月1日まで据え置きとする。

② 改定幅 第1段階6割：第2段階4割 (税抜/円)

区 分	収 集	処 理	合 計	改定時期
現行	156	18	174	
差	47	5	52	
第1段階	203	23	226	令和8年10月1日改定
差	31	3	34	
第2段階	234	26	260	令和9年 6月1日改定

- 第1段階の収集手数料を200円程度にするため、改定幅86円(収集78円+処理8円)を第1段階で改定幅の6割である52円(収集47円+処理5円)とし、第2段階で4割である34円(収集31円+処理3円)とする。

4. 定期的な見直しの検討について

- 平成27年3月の出雲市環境審議会の答申において、「施設の更新や新たな動き、排出量や社会情勢の変化など、それぞれの状況に応じ一定期間ごとに見直しを行うことが望ましい。」とされた。
- 島根県中央環境整備協同組合から、「経済動向などを踏まえて、定期的な見直しをしていただきたい。」と要望されている。

5年に1回程度の見直しの検討を実施する。

5. 最低手数料について

- 現行の最低手数料「1回のくみ取りが90ℓ以下のときは、90ℓに相当する基本収集手数料とする。」については、仮設トイレや、トイレの改修・撤去の際のくみ取りを想定しており、収集量は少ないものの、当該収集に係る最低限の経費を確保するため、最低手数料の規定は現行どおりとする。

6. 答申の骨子について

◎はじめに

- ・諮問～答申の経過
- ・し尿処理の現状と課題

(1) 収集手数料について

- 基本手数料については、市内同一料金とし、改定率は、最大150%の引き上げとすることが適当である。

(2) 処理手数料について

- 出雲環境センターの維持管理経費の20%程度の受益者負担となるよう、手数料の改定をすることが適当である。

(3) 付帯意見（おわりに）

- 改定にあたっては、激変緩和措置として、少なくとも複数年度での段階的な改定に配慮されたい。
- 今後の手数料の見直しにあたっては、5年に1回程度の見直しの検討を行うことが適当である。